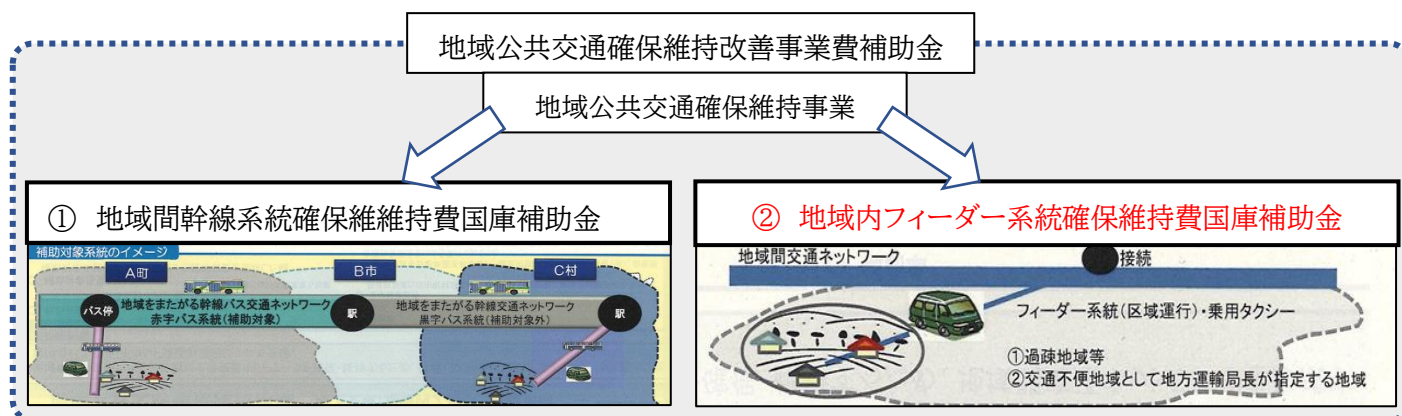


## 地域公共交通確保維持費国庫補助金について

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス（駅）等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する国庫補助金。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費補助）を利用するために、交通不便地域の指定を受ける必要があります。



### 1. 交通不便地域として指定する地域

扶桑町小淵地区及び山那地区・南山名地区・斎藤地区・柏森地区の一部



|    |                               |                              |
|----|-------------------------------|------------------------------|
| 凡例 | ..... チョイソコふそう（デマンド型区域運行）（計画） | —— 大町コミュニティバス毎日運行便（基幹ルート線）   |
|    | —— 犬山市コミュニティバス（上野線）           | —— 大町コミュニティバス毎日運行便（北部ルート線）   |
|    | —— 犬山市コミュニティバス（内田線）           | —— 大町コミュニティバス毎日運行便（中部ルート線）   |
|    | —— 江南市名鉄バス（江南・病院線）            | —— 大町コミュニティバス平日朝夕運行便（基幹ルート線） |
|    | —— 江南市名鉄バス（江南地E線）             | —— 大町コミュニティバス平日朝夕運行便（北部ルート線） |
|    |                               | 指定を受けようとする地域                 |

### ※交通不便地域の指定対象地域について

指定を受けようとする地域に係る地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を受けて運行される系統の利用を前提とした地域であり、半径1キロ以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存しない地域。

